

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年5月22日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：5 国名：ブルンジ 担当：経済基盤開発部
案件名：ブジュンブラ港拡張計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年7月下旬～2014年4月下旬

2 参加要件

海外における港湾計画に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

・ 商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年6月5日から2013年6月7日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年6月5日から2013年6月10日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年6月21日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 7月上旬
- (5) 契約交渉 : 7月上旬～7月中旬

5 業務の目的

内陸国ブルンジ（以下、「ブ」国）では、全輸送物資の約75%がタンガニーカ湖ブジュンブラ港を經由しており、全国経済活動の必要不可欠な輸送手段となっている。タンガニーカ湖は「ブ」国、コンゴ民主共和国、タンザニアおよびザンビアの4ヶ国に囲まれる国際的な湖であり、湖上輸送は他の輸送手段に比べ安価でより大量の資材を安全に輸送できるものとして、その優位性が強調されており、湖上輸送が「ブ」国経済活動を支える要として位置づけられている。

「ブ」国の首都ブジュンブラに位置するブジュンブラ港は、「ブ」国最大の港であると同時に、同湖最大の港であり、内陸国である「ブ」国の貿易拠点であるだけでなく、南北の湖上輸送の際の拠点、また、コンゴ民主共和国、タンザニア、ブルンジ、ルワンダを結ぶ内陸路の結節点という戦略的優位性を有している。

しかし、ブジュンブラ港の港湾施設の多くは1960年以前に整備されたものであり、近年の経済成長に伴う貨物量の急激な増加など、同港を取り巻く状況の変化に対応した輸送サービスを提供できない状況にある。具体的には、船舶の修理・維持管理にかかる施設・機材の不備、クレーン、フォークリフト等の荷役機材、航行補助機材、水難事故捜査・救助用機材等機材の不足、港湾水深の減少および沈泥・堆砂、船舶および運行管理能力の不足、水路と陸路間輸送の接続機能不備などの問題を抱えている。

「ブ」国は近年3%～5%の堅調な経済成長を続けており、今後も日用品、工業製品、建設資材や食料品などの輸入の増加が見込まれている。また、国内に埋蔵する豊富なニッケル資源開発が進めば輸出量の増加も見込まれ、ブルンジの域内経済への統合促進、域内物流活性化の観点から、ブジュンブラ港の改修、機能拡張が求められている。

かかる状況を受け、2008年、「ブ」国は我が国に対し、「ブ」国における港湾機能を強化し、経済活動の活性化を図るための提言を含む港湾施設整備のためのマスタープラン調査を要請した。それを受けて我が国は2011～2012年にかけて「ブ」国「港湾セクターマスタープラン調査」（以下、「マスタープラン調査」）を実施した。同調査では、ブジュンブラ港及びルモンゲ港の整備を検討したが、その中でも、ブジュンブラ港においては、上述の施設整備に係る協力が短期開発計画として提言された。

今般の「ブ」国からの要請は、上記マスタープラン調査の提言を受けてのものである。本調査は、今般の無償資金協力としての要請内容の必要性及び妥当性を改めて検証し、適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的として実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ブルンジ国ブジュンブラ市

(2) 相手国側関係機関

運輸・公共事業・設備省

(3) 業務内容

ア プロジェクトの背景、目的、内容の確認

イ 近隣諸国のインフラ整備状況の確認

ウ 要請内容の妥当性の検討

エ サイト状況調査

- オ 需要予測調査
- カ 自然条件調査
- キ 環境社会配慮調査
- ク 施設計画調査
- ケ 機材計画調査
- コ 施工・調達事情調査
- サ 運営・維持管理体制調査
- シ 先方負担事項に係る調査
- ス 他ドナーの援助動向調査
- セ 無償資金協力の妥当性、範囲及び基本構想の検討
- ソ ソフトコンポーネントなど技術支援の必要性の検討、計画の策定
- タ 協力対象施設・機材に係る概略設計、実施計画の策定、概略事業費の積算及び運営・維持管理計画の策定
- チ 無償資金協力の対象施設・機材等の維持管理費の概算及び維持管理上の留意事項の提言
- ツ プロジェクト評価のための評価指標の検討・関連情報の収集
- テ その他配慮事項等の調査

7 成果品等

- (1) インセプション・レポート（2013年7月下旬）
- (2) 現地調査結果概要（2013年9月上旬）
- (3) 概要資料（簡略版）（2013年11月中旬）
- (4) 準備調査報告書（案）（2014年1月中旬）
- (5) 機材仕様書（案）（2014年1月中旬）
- (6) 概略事業費（無償）積算内訳書（2014年2月下旬）
- (7) 概要資料（2014年2月下旬）
- (8) 準備調査報告書（2014年4月下旬）
- (9) 機材仕様書（2014年4月下旬）
- (10) デジタル画像集（2014年4月下旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任/港湾計画（評価対象予定者）
- (2) 港湾施設計画（評価対象予定者）
- (3) 施工・調達計画/積算（評価対象予定者）
- (4) 付帯施設/荷役機械
- (5) 自然条件調査
- (6) 環境社会配慮

9 特記事項

- ・2012年にブルンジ国「港湾セクターマスタープラン調査」を実施済み。
- ・本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。
- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・不発弾及び重金属が相当量見つかった場合の対処方針を事前に協議するために、JICA団員による調査団を2013年6月頃に派遣する可能性あり。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。